主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

分筆前の宅地の全部につき借地権、 しかもその宅地の上に、登記ある建物を 所有することによつて第三者に対抗し得べき借地権 をもつていた被上告人は、 その後分筆された右宅地の一部 右建物の存在しない部分 の所有権を取得し た上告人に対しても、右借地権を対抗し得るものとした原判決の判断は正当であつ て論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克